

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局計量検定所管理指導課）……………一

○東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）……………三

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………五

### 訓令

○東京都職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正……………（総務局人事課）……………一〇

### 告示

○都市計画の変更……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………一〇

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一〇

○都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………二

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………四

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同）……………五

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………六

○森林法第百八十九条の掲示……………（産業労働局農林水産部森林課）……………七

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）……………六

### 公告

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………一〇

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（同）……………一〇

○東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による適正化区域及び重点適正化区域の指定……………（建設局河川部指導調整課）……………三

○河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定……………（同）……………三

○港湾施設の供用再開……………（港湾局港湾経営部経営課）……………三

○国土調査の成果の認証……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………三

○開発行為に関する工事完了（三件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………三

○令和三年度防火管理講習及び防災管理講習の実施……………（東京消防庁）……………四

○令和三年度危険物取扱者保安講習の実施……………（同）……………四

○令和四年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（同）……………五

○令和四年度自衛消防技術試験の実施……………（同）……………六

○令和四年度防火管理講習及び防災管理講習の実施……………（同）……………六

### 正誤

○平成二十四年三月十六日付東京都告示第四百七十二号…………………………一〇

## 規則

東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子


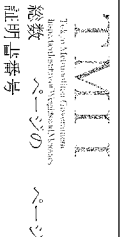
### 東京都規則第一号

東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則

東京都計量受託検査条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第百八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式の二及び別紙様式を次のように改める。

第7号様式の2(第4条関係)

校正証明書

依頼者 住所又は所在地  
氏名又は名称

依頼品 品番  
器番  
製造者  
製造者名

校正項目 協定質量

校正方法 東京都質量標準校正事業品質マニュアルによる  
標準分銅 (管理番号 証明書番号 )

校正室の環境 気温 °C 気圧 hPa  
湿度 %

校正を実施した場所 東京都江東区新砂二丁目3番41号

受付年月日 年 月 日

校正年月日 年 月 日 から 年 月 日まで

校正結果は、別紙「校正結果」に示すとおりであることを証明します。

東京都計量検定所長  
東京都江東区新砂二丁目3番41号

---

備考

- この証明書は、計量法(平成4年法律第51号)第144条第1項に基づいたものであり、特定標準器(国家標準)にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定センサーは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
- 東京都計量検定所は、ISO/IEC 17025:2017 に適合しています。
- この証明書は、ILAC (国際試験所認定協力機構)及びAPAC (アジア太平洋認定協力機構)のMRA (相互承認) に加盟しているIAJapan (独立行政法人製品品質技術基礎機構認定センサー) に認定された校正機関によって発行されています。この校正結果はILAC/APACのMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。

(日本産業規格A列4番)

別紙




校正結果

公称値	識別印	校正値(1)	拡張不確かさ(2)
			器物番号

備考

- 協定質量は、温度 20 °C、空気密度 1.2 kg/m<sup>3</sup> の環境においてつり合う密度 8000 kg/m<sup>3</sup> の標準分銅の質量である。
- 拡張不確かさは信頼の水準約 95 % に相当し、包含係数 k は 2 である。

(日本産業規格A列4番)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二号

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則

東京都立看護専門学校学則（昭和四十六年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「四十五時間の実習」を「三十時間から四十五時間までの範囲の授業」に改める。

第十一条第三項中「五分の一」を「四分の一」に改める。

第十一条の二第二項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。別表を次のように改める。

別表（第六条、第六条の二、第十一条、第十一条の二、第十三条関係）

分野	基礎分野	領域	科目	単位数(時間数)
人間と健康	人間の理解	心理学	心理学	一(三〇)
			教育学	一(三〇)
人間と生活	人間の理解	論理学	論理学	一(三〇)
			哲学	一(三〇)
人間と健康	人間の理解	心の健康	心の健康	一(二五)
			運動と健康	一(二五)
人間と生活	人間の理解	社会学	社会学	一(三〇)
			家族論	一(二五)
人間と生活	人間の理解	文化人類学	文化人類学	一(二五)
			物理学	一(二五)

基礎分野	専門分野	単位数(時間数)
人間の理解	形態機能学Ⅰ	一(三〇)
	形態機能学Ⅱ	一(三〇)
	形態機能学Ⅲ	一(三〇)
	形態機能学Ⅳ	一(三〇)
	形態機能学Ⅴ	一(三〇)
	生化学	一(三〇)
	疾病の発生と病理的变化	一(三〇)
	感染症と微生物	一(三〇)
	疾病と治療Ⅰ	一(三〇)
	疾病と治療Ⅱ	一(三〇)
	疾病と治療Ⅲ	一(三〇)
	疾病と治療Ⅳ	一(三〇)
	疾病と治療Ⅴ	一(三〇)
	疾病と治療Ⅵ	一(三〇)
薬理学	一(三〇)	
人間の健康	食事療法とリハビリテーション	一(三〇)
	これからの医療	一(二五)
	公衆衛生	一(二五)
	社会保障と社会福祉	一(三〇)
人間の生活	医療と倫理	一(二五)
	医療と法律	一(二五)
基礎分野 小計	情報科学	一(三〇)
	コミュニケーション論	一(二五)
	英会話	一(三〇)
	パフォーマンス論	一(二五)
基礎分野 小計		一四(三二五)

		— 医療と経済	
		専門基礎分野 小計	二二(五八五)
		基礎分野・専門基礎分野 小計	三六(九〇〇)
専門基礎看護学	看護学概論	一(三〇)	
看護理論		一(一五)	
ヘルスアセスメント論		一(三〇)	
生活援助論Ⅰ		一(三〇)	
生活援助論Ⅱ		一(三〇)	
生活援助論Ⅲ		一(三〇)	
人間関係成立の技術		一(三〇)	
看護倫理		一(一五)	
診療の補助技術		一(三〇)	
クオリティ看護論Ⅰ		一(三〇)	
クオリティ看護論Ⅱ		一(三〇)	
クオリティ看護論Ⅲ		一(三〇)	
基礎看護学 小計		一二(三三〇)	
地域・在宅看護学	地域・在宅で暮らす人々の理解	一(一五)	
在宅看護学	地域・在宅看護概論	一(一五)	
	地域・在宅でのその人らしい暮らしを支える看護	一(三〇)	
	在宅看護技術	一(三〇)	
	ケアマネジメント	一(一五)	
	在宅看護の展開	一(一五)	
地域・在宅看護学 小計		六(一二〇)	
成人看護学	成人看護学概論	一(三〇)	
看護学	生命の危機状況にある人の生きているを支える看護	一(三〇)	

		手術を受ける人の生きていくを支える看護		一(三〇)
		病とともに暮らすを支える看護		一(三〇)
		生活機能障害のある人の暮らすを支える看護		一(三〇)
		その人らしく生きるを支える看護		一(三〇)
成人看護学 小計				六(一八〇)
老年看護学	老年看護学概論			一(三〇)
	高齢者の生活機能を整える看護			一(三〇)
	高齢者の生きるを支える看護			一(三〇)
	認知機能が低下した高齢者の暮らすを支える看護			一(一五)
老年看護学 小計				四(一〇五)
小児看護学	子供の成長発達と看護			一(三〇)
	子供のヘルスプロモーションを支える看護			一(三〇)
	子供の健康状態に応じた看護			一(三〇)
	子供の成長発達を支える看護			一(一五)
小児看護学 小計				四(一二五)
母性看護学	母性看護学概論			一(三〇)
	妊婦・産婦の生命の育みを支える看護			一(三〇)
	褥婦・新生児の生命の育みを支える看護			一(三〇)
	生命の育みを支える看護の展開			一(一五)
母性看護学 小計				四(一二五)
精神看護学	精神看護学概論			一(三〇)
	精神に障害がある人を支える看護の基本			一(三〇)
	精神の障害とともに生きるを支える看護			一(三〇)
	精神の障害とともに地域で暮らすを支える看護			一(一五)

総合計	専門分野 計	臨地実習 小計	看護の統合と実践	精神看護学 小計	四(一〇五)
			看護マネジメントとキャリア論Ⅰ	看護マネジメントとキャリア論Ⅱ	一(二五)
			医療安全と看護Ⅰ	一(二五)	
			医療安全と看護Ⅱ	一(二五)	
			災害看護・国際看護	一(三〇)	
			臨床看護の実践	一(三〇)	
			地域特性と看護	一(一五)	
			看護の統合と実践 小計	七(一三五)	
			専門分野講義 小計	四七(一、一八五)	
		臨地実習	看護の基礎実習Ⅰ	一(三〇)	
			看護の基礎実習Ⅱ	三(九〇)	
			その人らしさを考える看護実習	二(九〇)	
			地域での暮らしを支える看護実習	二(九〇)	
			その人らしさを支える看護実習Ⅰ	二(九〇)	
			その人らしさを支える看護実習Ⅱ	二(九〇)	
			その人らしさを支える看護実習Ⅲ	二(九〇)	
			その人らしさを支える看護実習Ⅳ	二(九〇)	
			成長発達を支える看護実習	二(九〇)	
			生命の育みを支える看護実習	二(九〇)	
			看護の統合実習	三(九〇)	
			臨地実習 小計	二三(九三〇)	
			専門分野 計	七〇(二、一一五)	
			総合計	一〇六(三、〇一五)	

(注) 校長は、本表に掲げる科目のほか必要とする課外授業を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都立看護専門学校校則（以下「改正後の規則」という。）第六条の二及び別表の規定は、令和四年度以降に入学する者について適用し、令和四年三月三十一日現在において在籍し、同年四月一日以降引き続き在籍する者（以下「在学者」という。）については、なお従前の例による。

3 在学者のうち申出をしたものについては、前項の規定にかかわらず、改正後の規則第六条の二及び別表の規定を適用することができる。この場合において、改正後の規則別表の規定の適用を受ける在学者が、この規則による改正前の東京都立看護専門学校校則別表の規定に基づき履修した科目を有するときは、知事が別に定めるところにより、当該科目に相当する科目を改正後の規則別表の規定に基づき履修したものとみなす。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五十五条の七第一項」の下に「、第五十五条の八第一項」を加える。  
別記第三号様式及び第四号様式を次のように改める。





別記第十七号様式表を次のように改める。

第17号様式 (第5条関係)

(表)

第 宛  
年 月 日

東京都 福祉事務所 (支庁) 長

### 保護開始 (変更) 決定通知書

生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

1 保護種類・程度及び方法									
種類	生活扶助 〔おのおののためのおおかけ〕	住宅扶助 〔おのおののためのおおかけ〕	教育扶助 〔おのおののためのおおかけ〕	生業扶助 〔おのおののためのおおかけ〕	介護扶助 〔おのおののためのおおかけ〕	医療扶助 〔おのおののためのおおかけ〕	時扶助等	計	
程度	円	円	円	円	円	円	円	円	円
方法	本人支払金額				介護保険料		円		
あなたが介護サービス事業者等に払わなければならないおおかけ									
月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
あなたが医師に扱われなければならないおおかけ									
月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 保護を開始、変更したとき									
月	月	月	月	月	月	月	年	月	日
3 保護をされた あなたの世帯 の保護の基準									
月	月	月	月	月	月	月	年	月	日
収入として 認定した額									
月	月	月	月	月	月	月	年	月	日

- 4 おおかけをうけるときの こんどは 月 日 (この次からは毎月 日)
- 5 おおかけをうけるところ
- 6 この通知が申請受理後 14 日を経過したわけ

(注意事項)

(1) この決定に不服があるときに行うことができる審査請求についての説明は、この通知書の裏面に記載してあります。

(2) すまい、取入、家族の人員その他申請に支障があったらすぐ届けなくてはなりません。

(3) 保護の開始の日から国民健康保険料は免えられますが、申請受理後 14 日を経過した後は、国民健康保険料を納付してください。

様式No. 17 (日本発達障害支援法第4条)

別記第十八号様式表を次のように改める。

第18号様式 (第5条関係)

(表)

第 宛  
年 月 日

東京都 福祉事務所 (支庁) 長

### 保護終了 (停止) 決定通知書

年 月 日に 第 号により、決定通知した生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

した保護の種類	生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
停止する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
停止する時期	年 月 日
停止・停止の理由	

(備考) この決定に不服があるときに行うことができる審査請求についての説明は、裏面に記載してあります。

様式No. 18 (日本発達障害支援法第4条)





附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 訓令

#### ●東京都訓令第一号

東京都職員懲戒分限審査委員会規程（平成二十九年東京都訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 第一条中「（以下「職員等」という。）」を削り、「分限等に関する処分」を「分限に関する処分等」に改める。
- 第二条第一項中「職員等に対する」を削り、「掲げる処分」を「掲げる事項」に改め、同項に次の一号を加える。
- 五 その他知事が必要と認める事項

### 告示

#### ●東京都告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画道路

追加する部分

三・三・七十  
四号左入美山線

八王子市谷野町、みついで台二丁目、みついで台二丁目、犬目町、川口町及び西寺方町各地方内

削除する部分

八王子市谷野町、犬目町、川口町及び西寺方町各地方内  
変更する部分

二 関係図書の縦覧場所

八王子市左入町、滝山町一丁目、谷野町、犬目町、川口町、西寺方町及び美山町各地方内  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

#### ●東京都告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和四年一月十九日

狛江市中和泉	延長
五丁目九十三番二十五、同番二十六及び同番二十九の各一部	二〇・二二
幅員	四・〇〇

●東京都告示第九十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和四年二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	49,800
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート（2号棟）	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	69,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）	港区南青山1-3	40.7	1	39,900	181,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	1	40,900	78,800
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（2号棟）	港区港南4-5	42.2	1	39,400	91,100
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート（2号棟）	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	175,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（2号棟）	新宿区戸山2-22	38.8	2	32,700	68,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2-3	41.0	1	34,100	78,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（4号棟）	新宿区戸山2-1	38.3	1	32,500	68,300
一般都営	高層耐火	J川ハイツアパート（3号棟）	新宿区J川2-35	40.1	1	34,200	72,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	4	29,200	46,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,700
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート（1号棟）	江東区大島5-17	55.9	2	47,200	67,800
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート（1号棟）	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,200	35,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（4号棟）	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	49,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（6号棟）	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	49,500
一般都営	中層耐火	東砂七丁目第2アパート（3号棟）	江東区東砂7-16	51.0	1	41,600	66,200
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（2号棟）	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,200
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート（1号棟）	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	39,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（3号棟）	江東区東砂2-13	37.9	2	29,800	49,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（1号棟）	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（1号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（2号棟）	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（2号棟）	江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	45,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	37,200
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）	江東区南砂1-1	42.2	4	33,800	47,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（1号棟）	江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	51,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート（4号棟）	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	87,700
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）	江東区塩浜1-3	51.2	1	43,700	76,700
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	2	42,600	65,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7	34.4	2	30,100	70,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,900
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(5号棟)	品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	85,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(6号棟)	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	95,200
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,100	71,200
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,100	78,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,000
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,300	64,700
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	81,900
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(2号棟)	世田谷区八幡山3-9	55.9	1	46,400	94,200
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(1号棟)	世田谷区新町2-23	59.6	1	50,700	106,700
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜丘2-4	48.1	1	40,200	81,000
一般都営	中層耐火	桜丘五丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜丘5-3	39.0	1	30,900	69,300
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,200	51,800
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(6号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,200	51,800
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	54,100
一般都営	高層耐火	井草三丁目アパート(3号棟)	杉並区井草3-15	43.9	1	33,400	57,000
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	36,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	50,800
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(2号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	74,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,400	36,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	34,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,000	37,300
一般都営	中層耐火	連根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区連根3-6	48.1	1	37,600	71,300
一般都営	中層耐火	相生町アパート(2号棟)	板橋区相生町2-2	42.3	2	31,700	51,700
一般都営	高層耐火	連根三丁目アパート(2号棟)	板橋区連根3-15	51.2	1	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	51.0	1	36,700	61,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(5号棟)	足立区中央本町5-20	48.1	1	35,100	62,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,600	37,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,300	67,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	41,700
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(1号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,600	38,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,400	30,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,100	30,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	37,800
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,200	66,900
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(2号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,500	69,700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,800	67,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	65,600
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-10	51.0	1	37,900	67,300
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	67,500
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	65,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(5号棟)	葛飾区柴又3-16	42.3	1	30,500	46,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,700
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(3号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,100	76,700
一般都営	中層耐火	江戸川中央四丁目アパート(8号棟)	江戸川区中央4-16	59.6	1	46,800	84,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	46,900
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート(1号棟)	江戸川区平井4-27	36.4	1	27,900	49,200
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	61,500
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-18	36.4	1	27,100	39,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	84,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-5号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,300
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)	立川市羽衣町1-5	48.1	1	28,800	60,500
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(5号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	28,200	55,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート (16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,300	92,400
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,300	86,500
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート (2号棟)	三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,100	88,200
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	88,800
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (2号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,600	86,900
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (2号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	72,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	65,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1	45.2	1	26,900	65,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	74,200
一般都営	中層耐火	町田中町三丁目アパート (3-1 9-3 8号棟)	町田市中町3-19	63.2	1	39,300	86,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (3号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (1号棟)	町田市山崎町840	55.9	2	29,500	51,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (2号棟)	町田市山崎町840	55.9	1	29,500	51,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (6号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,100	55,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (7号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,100	55,700
一般都営	中層耐火	東村山栄町二丁目第3アパート (1号棟)	東村山栄町2-35	55.8	1	37,400	74,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (3号棟)	東村山市秋津町5-1	59.6	1	36,100	74,400
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (3号棟)	西東京市北原町1-32	51.1	1	31,600	70,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (3号棟)	西東京市芝久保町3-3	60.2	1	37,100	79,300
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート (4 6号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	71,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (5号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1 3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (2 4号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	40,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3 8号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (3号棟)	清瀬市元町2-9	51.1	1	30,500	64,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-2号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-5号棟)	多摩市諏訪4-1	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-2-2号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,900	61,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-1-3号棟)	多摩市貝取3-1	55.9	1	30,300	53,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (2号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,000

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (6号棟)	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	71,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (1 1号棟)	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	69,500

●東京都告示第九十六号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)  
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料	家賃
南馬込三丁目アパート(2号棟)	大田区南馬込三丁目二十九番	中層耐火 三四・六平方メートル	一六戸	三二、六〇〇円	七三、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、一〇〇円	八五、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	四戸	四四、七〇〇円	一〇〇、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四五、一〇〇円	一〇一、九〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	八戸	五三、九〇〇円	一二一、五〇〇円
南馬込三丁目アパート(3号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	同右	三二、六〇〇円	七四、八〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六戸	三八、一〇〇円	八七、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	七戸	四四、七〇〇円	一〇二、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	四戸	四五、一〇〇円	一〇三、六〇〇円
久我山一丁目第3アパート(13号棟)	杉並区久我山一丁目三番	高層耐火 三四・六平方メートル	四二戸	三〇、一〇〇円	七五、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三五、二〇〇円	八八、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	四一、七〇〇円	一〇四、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四一、六〇〇円	同右
同右	同右	中層耐火 五七・四平方メートル	五戸	五〇、〇〇〇円	一二五、五〇〇円
弘道二丁目第3アパート(2号棟)	足立区弘道二丁目二十六番	高層耐火 三四・六平方メートル	五一戸	二八、四〇〇円	七二、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、二〇〇円	八四、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	七戸	三九、四〇〇円	一〇〇、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	三九、三〇〇円	同右
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四七、二〇〇円	一一九、九〇〇円

国立北三丁目第2アパート  
(13号棟)

国立市北三丁目七番の十二

中層耐火 三四・六平方メートル

一〇戸

二八、七〇〇円

八二、三〇〇円

同右

同右

高層耐火

同右

六戸

同右

同右

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三三、六〇〇円

九六、二〇〇円

同右

同右

中層耐火

四七・九平方メートル

五戸

三九、八〇〇円

一一四、〇〇〇円

同右

同右

高層耐火

四七・八平方メートル

六戸

三九、七〇〇円

同右

●東京都告示第九十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和四年二月一

日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告

示する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート(3号棟)	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,900
改良	中層耐火	長延寺アパート(2号棟)	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,200
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐谷北3-33	35.1	1	25,800
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	東和アパート(2号棟)	足立区東和12-6	32.6	1	22,100
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート(4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,400

●東京都告示第九十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	区画数
四番町第3アパート駐	千代田区四番町六番	一七区画
車場		
久我山一丁目第2アパ	杉並区久我山一丁目	四七区画
一ト駐車場	八番	
久我山一丁目第3アパ	杉並区久我山一丁目	一四区画
一ト駐車場	三番	
弘道二丁目第3アパ	足立区弘道二丁目二	四四区画
一ト駐車場	十六番	
国立北三丁目第2アパ	国立市北三丁目七番	三二六区画
一ト駐車場	の十二	

●東京都告示第九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月三十一日

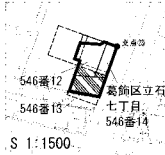
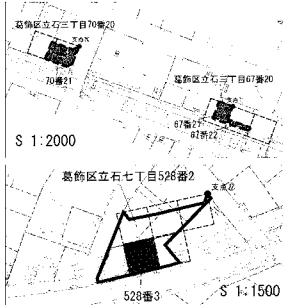
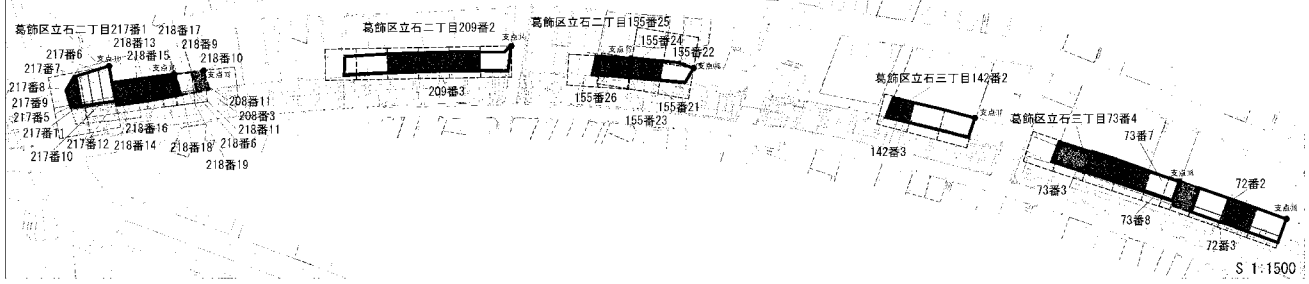
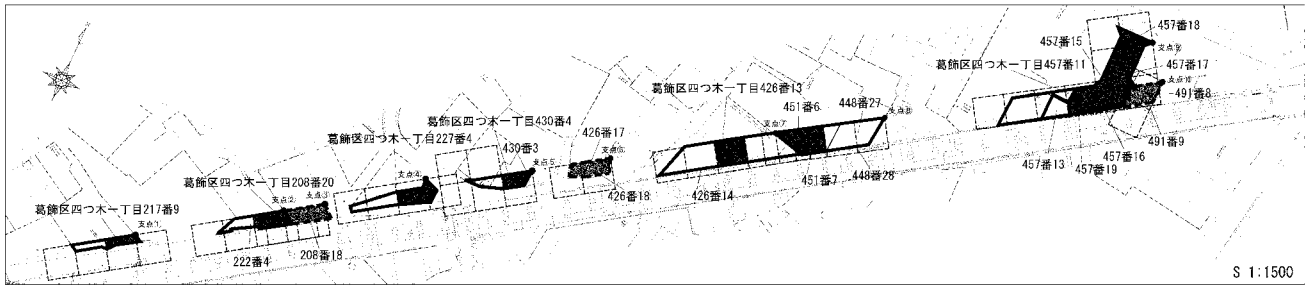
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区立石七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図



- 凡例
- 調査対象地
  - 指定を解除する区域
  - 単位区画線
  - 筆境界線
  - 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1428号で指定された区域)
  - 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1209号で指定された区域)

(支点)	X座標	Y座標	X座標	Y座標
支点①	-29901.794	850.965	支点⑫	-29596.037 1014.262
支点②	-29870.074	887.716	支点⑬	-29534.825 1097.701
支点③	29861.895	697.192	支点⑭	29517.683 1132.948
支点④	29837.452	721.437	支点⑮	29509.683 1152.173
支点⑤	-29817.165	749.144	支点⑯	-29475.842 1237.254
支点⑥	-29800.134	768.165	支点⑰	-29458.577 1304.154
支点⑦	-29765.947	809.138	支点⑱	-29450.929 1339.552
支点⑧	-29742.528	836.906	支点⑲	-29439.117 1384.389
支点⑨	-29676.896	897.766	支点⑳	-29426.106 1451.730
支点⑩	29685.777	907.376	支点㉑	29254.417 1806.765
支点⑪	29608.344	990.759	支点㉒	29331.908 1802.825
支点㉓	-29599.553	1009.941		

(格子の回転角度)

支点①	56度47分38秒	支点⑫	59度0分54秒
支点②	56度47分32秒	支点⑬	64度55分33秒
支点③	56度47分38秒	支点⑭	69度47分17秒
支点④	56度47分38秒	支点⑮	75度13分32秒
支点⑤	57度29分17秒	支点⑯	80度47分9秒
支点⑥	57度8分52秒	支点⑰	84度30分45秒
支点⑦	57度30分34秒	支点⑱	85度47分51秒
支点⑧	58度10分46秒	支点⑲	85度43分15秒
支点⑨	58度48分17秒	支点⑳	85度33分29秒
支点⑩	55度6分20秒	支点㉑	77度55分20秒
支点㉓	57度59分6秒		

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、90度回転させた角度を示す。

※本座標は、測量法(昭和42年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

一 保安林の所在場所等

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、令和三年農林水産省告示第七百五十一号のとおり。

西多摩郡奥多摩町留浦字ぼうず谷二一六〇番	新田千里	所在が不明な通知の相手方	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町留浦字茂久保二二一七番二、同番四、同番五及び同番七	清水彦三	奥多摩町役場	

一 保安林の所在場所等

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	西多摩郡奥多摩町留浦 字茂久保二二六二番四	武藤福藏	奥多摩町 役場	揭示場所
--------------------------	------------------	--------------------------	------	------------	------

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和三年農林水産省告示第七百五十二号のとおり。

●東京都告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 大田調布

二 供用開始の区間 大田区大森西七丁目百二番四地先から同区大森西六丁目七十一番二地先まで

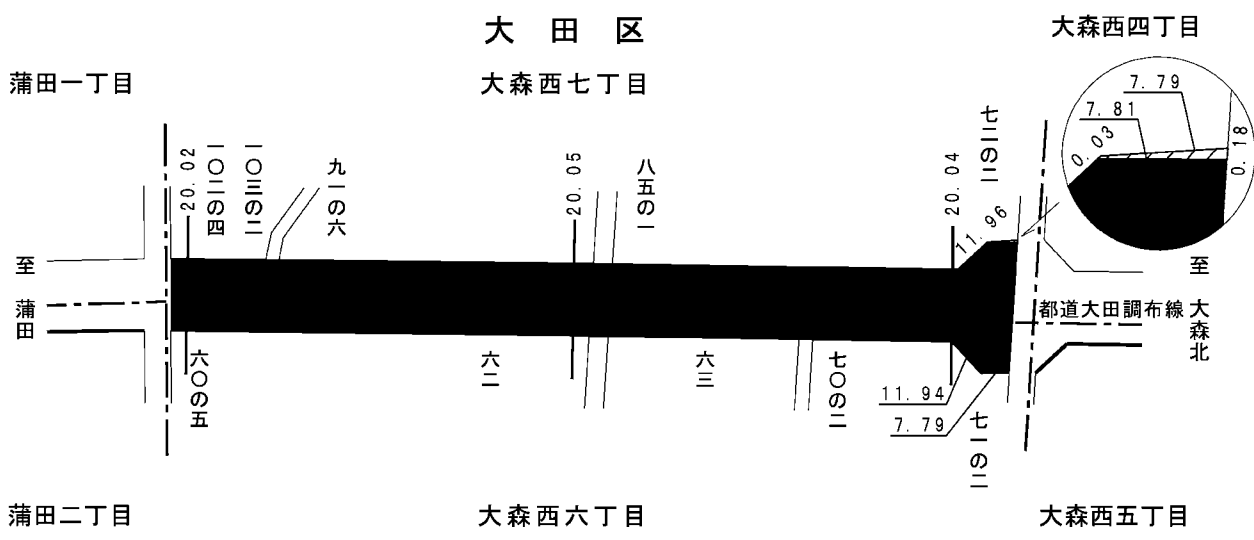
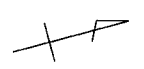
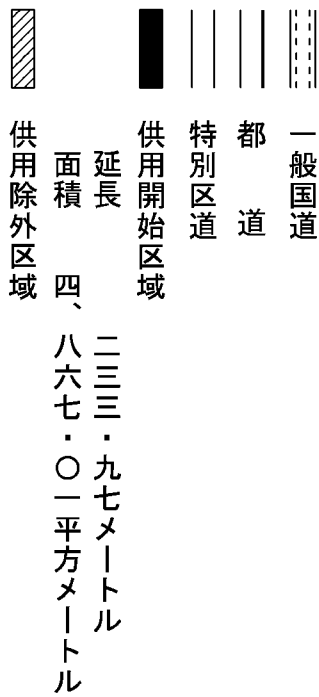
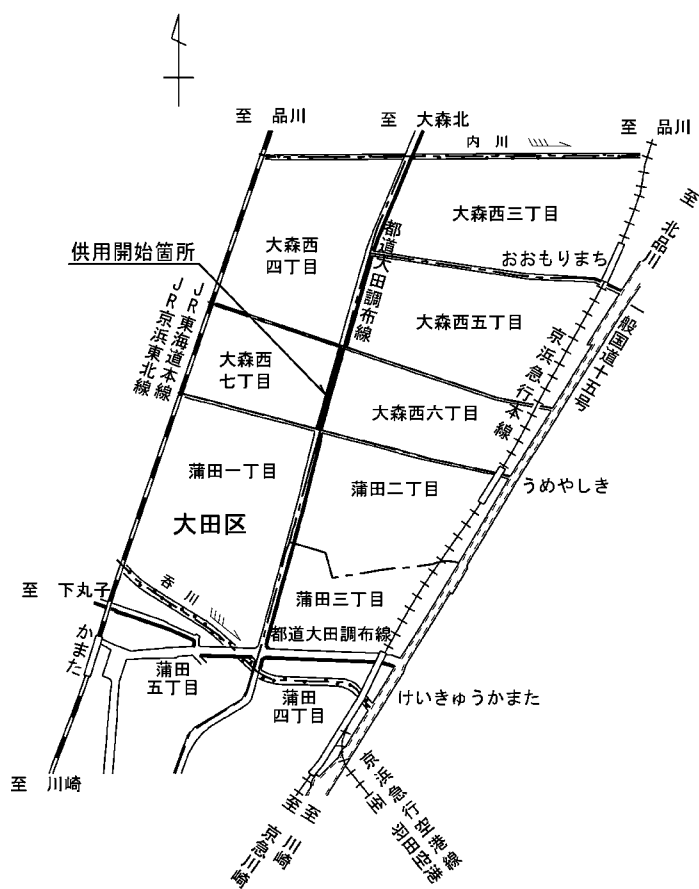
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和四年一月三十一日

別図

都道大田調布線供用開始略図

大田区大森西七丁目、大森西六丁目



●東京都告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年一月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

大田調布

二 占用を制限する区間

大田区大森西七丁目百二番四地先から同区大森西六丁目七十一番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年二月一日

●東京都告示第百三三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

都道稲城日野線

二 指定する区間

日野市落川千七十七番一地先から同市三沢一丁目十四番十五地先まで

三 指定の概要

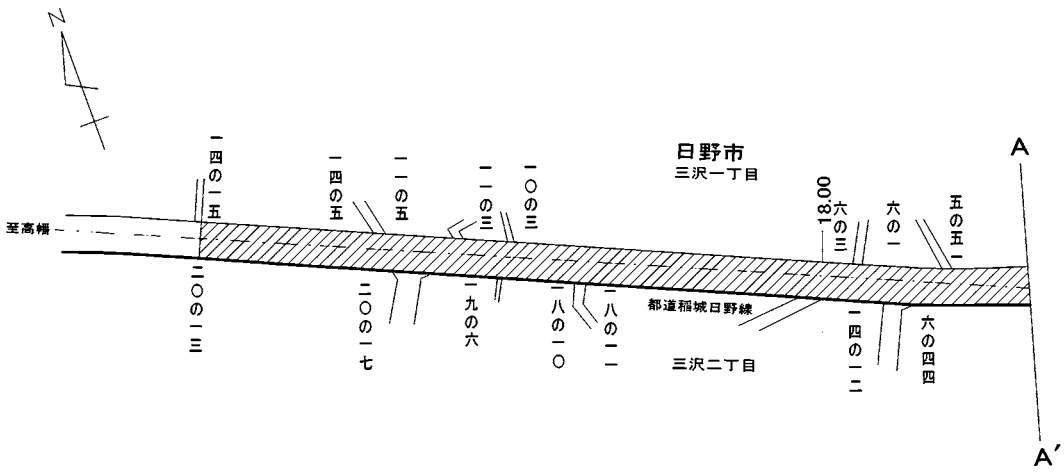
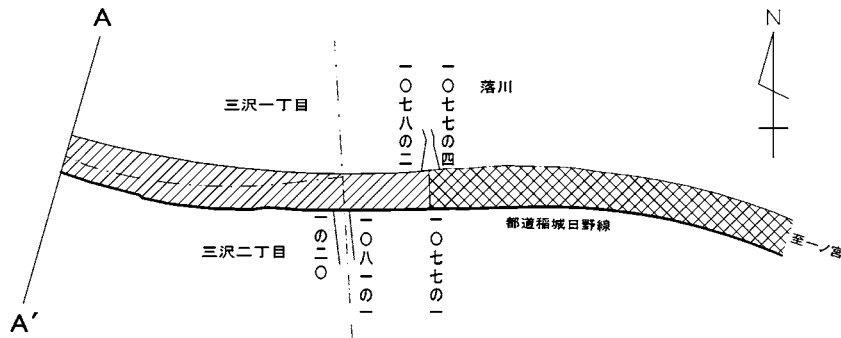
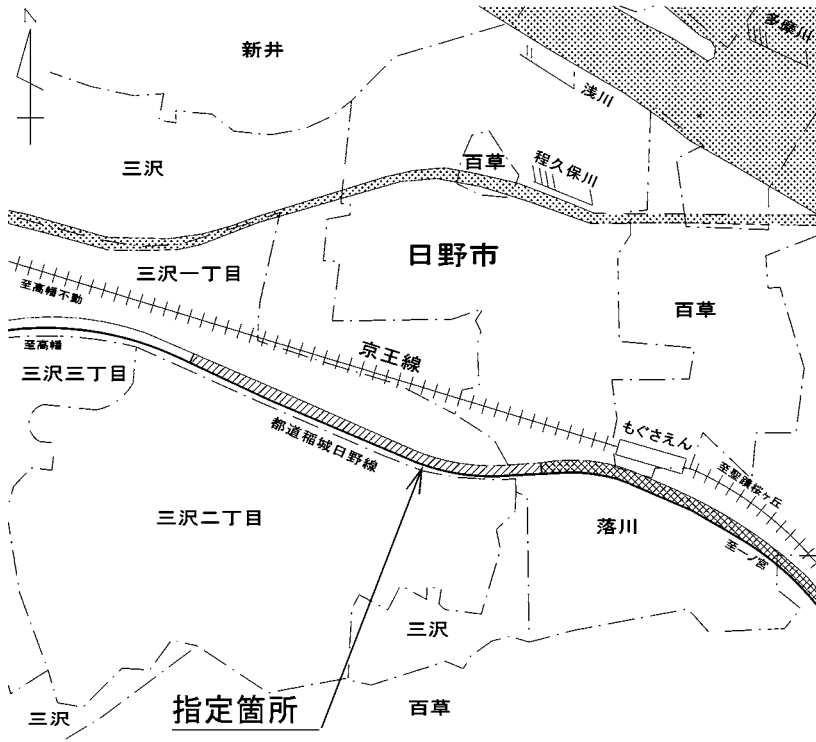
別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道稲城日野線  
日野市落川・三沢一丁目

都道  
市道  
指定区間  
延長 五九六・四二メートル  
既指定区間

(電線共同溝予定名称 稲城日野・四号)



●東京都告示第四百号

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例(平成十四年東京都条例第九十八号)第七条第一項に規定する適正化区域及び同条例第八条第一項に規定する重点適正化区域を令和四年三月一日から次のとおり指定する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 適正化区域

一級河川利根川水系大場川(別図のとおり)

上流端 埼玉県境(葛飾区水元公園千六百五番地先)

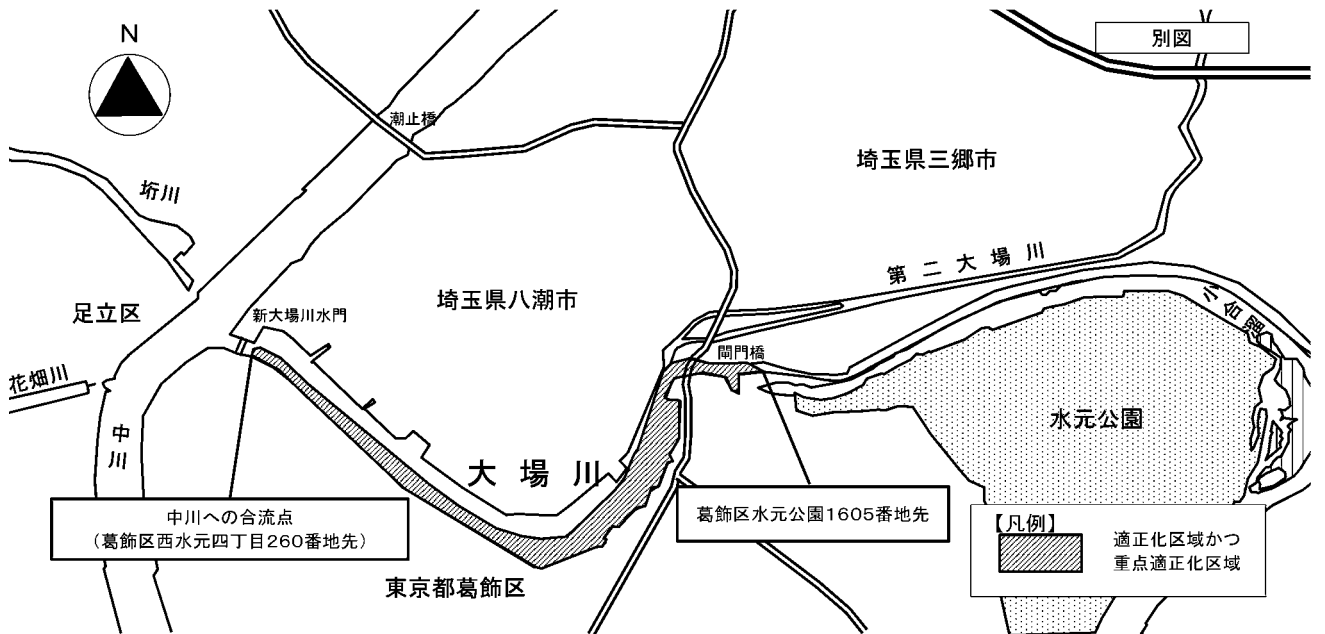
下流端 中川への合流点(葛飾区西水元四丁目二百六十番地先)

二 重点適正化区域

一級河川利根川水系大場川(別図のとおり)

上流端 埼玉県境(葛飾区水元公園千六百五番地先)

下流端 中川への合流点(葛飾区西水元四丁目二百六十番地先)



中川への合流点  
(葛飾区西水元四丁目260番地先)

葛飾区水元公園1605番地先

【凡例】  
適正化区域かつ  
重点適正化区域

●東京都告示第百五号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、令和四年三月一日から施行する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
一級河川利根川水系	旧江戸川	船舶
一級河川利根川水系	綾瀬川	船舶
一級河川利根川水系	新中川	船舶
一級河川利根川水系	大場川	船舶
一級河川荒川水系	新芝川	船舶
一級河川荒川水系	亀島川	船舶
一級河川荒川水系	新河岸川	船舶
二級河川	築地川	船舶

●東京都告示第百六号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、昭和六十二年東京都告示第十九号、昭和六十三年東京都告示第十三号、平成元年東京都告示第三百三十九号及び平成二年東京都告示第一千三百五号で供用を中止した港湾施設について、次のとおり供用を再開する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	再開年月日
岸壁	十三号地	七五〇・〇〇メ	港区台場	令和四年二月一日
	ふ頭岸壁	トトルのうち二	一丁目	月一日
		〇九・〇〇メ		
		トトル		

公 告

国土調査の成果の認証について

日の出町における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 調査を行った者 日の出町の名称
  - 二 調査を行った期 令和元年七月から同年十一月まで
  - 三 成果の名称 日の出町（大字大久野の一部）の地籍図及び地籍簿
  - 四 調査を行った地 西多摩郡日の出町大字大久野の一部
  - 五 認証年月日 令和三年七月九日
- 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

浅井 勉

国分寺市東恋ヶ窪六丁目十七番一及び同番七十二から同番七十八まで 杉並区宮前一丁目十五番十番三号

株式会社ホーク・ワン 代表取締役 菊池 健太

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

浅井 勉

東久留米市幸町一丁目千九十七番三の一部、同番十一及び四号

東久留米市本町二丁目七番同番四十八 横山 恵子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 東村山市久米川町三丁目十八番二の一及びひ同番二地先</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鎌市 佳克</p> <p>令和3年度防火管理講習及び防災管理講習の 実施について</p> <p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。</p> <p>令和4年1月31日</p> <p>東京消防庁 消防総監 清水 洋文</p> <p>1 講習の区分 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理再講習」という。）</p> <p>2 各講習の実施場所及び実施日</p> <p>(1) 実施場所 東京消防庁消防技術試験講習場 千代田区外神田四丁目14番4号</p> <p>(2) 実施日</p> <table border="1"> <tr> <th>講習の実施日</th> </tr> <tr> <td>令和4年3月1日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> </tr> </table> <p>3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間</p> <p>(1) 受付場所 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、</p>	講習の実施日	令和4年3月1日	2日	4日	<p>消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付期間 各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで）</p> <p>なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> <p>5 その他 受講申請用の書類は、受付場所にて配布する。</p> <p>令和3年度危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>令和4年1月31日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84</p>	<p>号。以下「石炭法」という。）に規定する特定事業所の危険物施設</p> <p>(2) 受講対象者 石炭法に規定する特定事業所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務する危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 令和4年3月9日（水曜日）午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁蒲田消防署 大田区蒲田本町二丁目28番1号</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 令和4年2月1日（火曜日）から同年2月28日（月曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）</p> <p>なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p>
講習の実施日						
令和4年3月1日						
2日						
4日						



(2) 東京消防庁予部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)

5 その他  
 受講申請書は、各受付場所にて配布する。

令和4年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

令和4年1月31日

東京都知事 小池百合子

1 危険物取扱者保安講習の実施場所、区分及び実施日  
 東京消防庁消防技術試験講習場  
 千代田区外神田四丁目14番4号

区分	実施日	
	令和4年4月	18日
第1 給油取扱所	令和4年4月	27日
	同年	6月
	同年	10月
	同年	10月
	同年	11月
第2 製造取扱所	令和4年4月	21日
	同年	2月
	同年	3月
	令和4年5月	16日
	同年	10月
令和4年5月	9日	
令和5年2月	21日	

2 消防設備士講習の実施場所、区分及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場  
 千代田区外神田四丁目14番4号

区分	甲種特類	実施日	
		令和4年6月	9日
第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 移送取扱	令和4年6月	19日	
	令和5年1月	30日	
	令和4年5月	12日	
	同年	6月	
	同年	6月	
第4 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	令和4年5月	20日	
	同年	7月	
	令和4年5月	28日	
	同年	11月	
	令和5年3月	13日	
第5 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 屋外販売取扱	令和4年6月	16日	
	同年	12月	19日

区分	甲種特類	実施日	
		令和4年6月	9日
特殊消防設備等	令和4年6月	19日	
	令和5年1月	30日	
	令和4年5月	12日	
	同年	6月	
	同年	6月	
消火設備	甲種第1類	同年	7月
	甲種第2類	同年	7月
	甲種第3類	同年	10月
	乙種第1類	同年	11月
	乙種第2類	同年	11月
	乙種第3類	同年	12月
	令和5年1月	19日	
	同年	2月	
	令和4年5月	9日	
	同年	6月	

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内 (稲城市及び烏しよ地域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付期間

令和4年2月1日 (火曜日) から各講習日の7日前まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第10号) に定める休日 (以下「休日」という。)) を

警報設備	甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類	受付期間	
		令和4年5月	19日
避難設備 ・ 消火器	甲種第5類	同年	10月
	乙種第5類	同年	11月
	乙種第6類	同年	12月
	令和5年1月	10日	
	同年	2月	
	同年	3月	
	令和4年5月	19日	
	同年	6月	
	同年	7月	
	同年	7月	

除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）  
 なお、各講習の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受験申請用の書類は、受付場所配布する。

令和4年度自衛消防技術試験の実施について  
 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。

令和4年1月31日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

1 試験の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

試験の実施日	実施日	実施日
令和4年4月	14日	28日
同年5月	13日	27日
同年6月	10日	24日
同年7月	8日	23日
同年10月	7日	21日
同年	10月	29日

同年	11月	11日	18日	
同年	12月	2日	9日	16日
令和5年1月	14日	20日		
同年	2月	4日	17日	
同年	3月	3日	17日	24日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

試験の実施日	実施日	実施日
令和4年4月	23日	
同年5月	18日	
同年6月	15日	
同年7月	13日	
同年8月	3日	24日
同年9月	10日	21日
同年10月	12日	28日
同年11月	11月	26日
同年12月	12月	21日
令和5年1月	1月	25日
同年2月	2月	8日
同年3月	3月	8日
同年	3月	11日

2 受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付期間

令和4年2月1日（火曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

3 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

4 その他

受験申請用の書類は、受付場所配布する。

令和4年度防火管理講習及び防災管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和4年1月31日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理新規講習」とい

う。)、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習(以下「防火・防災管理再講習」という。)並びに甲種防火管理再講習

2 各講習の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日	
令和4年4月	5日 6日 7日 8日 9日 6日 7日 8日 9日 9日 10日 11日 12日 13日 18日 19日 10日 11日 12日 13日 18日 19日 25日 26日 27日
同年 5月	7日 8日 9日 10日 11日 12日 8日 9日 10日 11日 12日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 15日 16日 17日 18日 19日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 22日 23日 24日 25日 26日 28日 29日 30日 31日
同年 6月	2日 3日 6日 7日 8日 9日 3日 4日 7日 8日 9日 11日 12日 13日 14日 15日 20日 12日 13日 14日 15日 16日 21日 22日 23日 25日 26日 27日 28日 29日 23日 24日 26日 27日 28日 29日

7月	
同年	30日 4日 5日 6日 7日 1日 2日 5日 6日 7日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 19日 20日 21日 22日 25日 26日 26日 27日 28日
10月	
同年	1日 2日 3日 4日 5日 6日 8日 9日 11日 12日 13日 17日 18日 18日 19日 20日 24日 25日 26日 26日 27日
11月	
同年	1日 2日 7日 8日 9日 10日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 21日 22日 25日 26日 28日 29日 30日 22日 25日 26日 28日 29日 30日
12月	
同年	3日 4日 5日 6日 7日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 17日 18日 18日 19日 26日 27日 28日 5日 6日 7日 8日 10日 11日 11日 12日 16日 17日

令和5年1月	
12日 13日 17日 18日	18日 23日 24日 26日
19日 24日 25日 27日	28日 30日 31日
2日 3日 6日 7日 8日 9日	2日 3日 6日 7日 8日 9日
11日 12日 13日 14日 15日 16日	11日 12日 13日 14日 15日 16日
18日 19日 24日 25日 26日 27日 28日	18日 19日 24日 25日 26日 27日 28日
1日 2日 6日 7日 8日 9日	1日 2日 6日 7日 8日 9日
13日 14日 15日 16日 18日 19日	13日 14日 15日 16日 18日 19日
22日 23日 27日 28日 29日	22日 23日 27日 28日 29日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にかたつて行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
令和4年4月	30日
同年 6月	17日
同年 7月	4日 24日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
令和4年4月	21日
同年 5月	23日

立川市泉町1156番地の1

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日	
令和4年4月	4日 5日 11日 12日 18日 19日 25日 26日
同年 5月	9日 10日 14日 15日 16日 17日 23日 24日
同年 6月	4日 5日 27日 28日 6日 7日 13日 14日 20日 21日
同年 7月	2日 3日 19日 20日 5日 6日 11日 12日 16日 17日
同年 8月	1日 2日 20日 21日 6日 7日 8日 9日 15日 16日
同年 9月	3日 4日 24日 25日 5日 6日 12日 13日 17日 18日
同年 10月	1日 2日 24日 25日 3日 4日 8日 9日 18日 19日
同年 11月	1日 2日 7日 8日 14日 15日 19日 20日

エ 防火・防災管理再講習

同年 7月	10日
同年 10月	14日
同年 11月	4日
同年 12月	1日
令和5年1月	16日
同年 2月	11日
同年 3月	20日

講習の実施日	
令和4年6月	15日
同年 10月	14日
同年 11月	30日
同年 12月	8日
令和5年1月	23日 31日
同年 2月	20日
同年 3月	18日 22日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和4年5月	20日
同年 7月	3日
同年 10月	28日
同年 12月	19日
令和5年1月	21日
同年 2月	1日
同年 3月	19日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

21日 22日 28日 29日	17日 18日 19日 20日
同年 12月 5日 6日 26日 27日	13日 14日 18日 19日
令和5年1月 7日 8日 28日 29日	10日 11日 16日 17日 23日 24日
同年 2月 6日 7日 25日 26日	13日 14日 18日 19日 20日 21日
同年 3月 4日 5日 27日 28日	6日 7日 13日 14日 18日 19日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
令和4年9月	9日
同年 12月	9日
令和5年3月	10日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
令和4年4月	6日
同年 5月	28日

同年	6月	24日
同年	7月	27日
同年	8月	27日
同年	9月	20日
同年	11月	25日
同年	12月	12日
令和5年2月		15日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日		
令和4年5月		13日
同年	10月	5日
同年	11月	11日
同年	12月	2日
令和5年1月		27日
同年	2月	10日
同年	3月	1日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日		
令和4年4月		27日
同年	7月	22日
同年	10月	14日
令和5年1月		13日
同年	3月	24日

(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター

墨田区横川四丁目6番6号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日			
令和4年4月	11日	12日	
同年	12日		
同年	13日		
同年	9日	10日	
同年	7日	8日	
同年	4日	5日	8日
同年	5日	9日	12日
同年	22日	25日	29日
同年	23日	26日	30日
同年	5日	8日	12日
同年	6日	9日	13日
同年	26日		15日
同年	27日		16日
同年	6日		
同年	7日		
同年	10日		
同年	11日		
同年	8日		
同年	9日		
令和5年1月	12日		
同年	13日		
同年	9日		
同年	10日		

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行

う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日		
令和4年4月	19日	
同年	7月	12日
同年	10月	13日
令和5年1月	17日	

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日		
令和4年4月	8日	
同年	6月	7日
同年	7月	29日
同年	9月	2日
同年	10月	21日
同年	12月	6日
令和5年1月	24日	

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日		
令和4年4月		25日
同年	7月	28日
同年	8月	19日
同年	10月	2日
同年	11月	4日
同年	12月	16日
令和5年1月		10日
同年	3月	7日
同年		20日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和4年6月	17日
同年 9月	29日
同年 11月	25日
同年 12月	5日
令和5年1月	16日
同年 3月	6日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所  
都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間  
午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付期間  
令和4年2月1日（火曜日）から各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで）

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

- (1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）
- 5 その他

受講申請用の書類は、受付場所で配布する。

正 誤

○平成二十四年三月十六日付東京都告示第四百七十二号  
十ページの別図を次のように訂正する。

別図

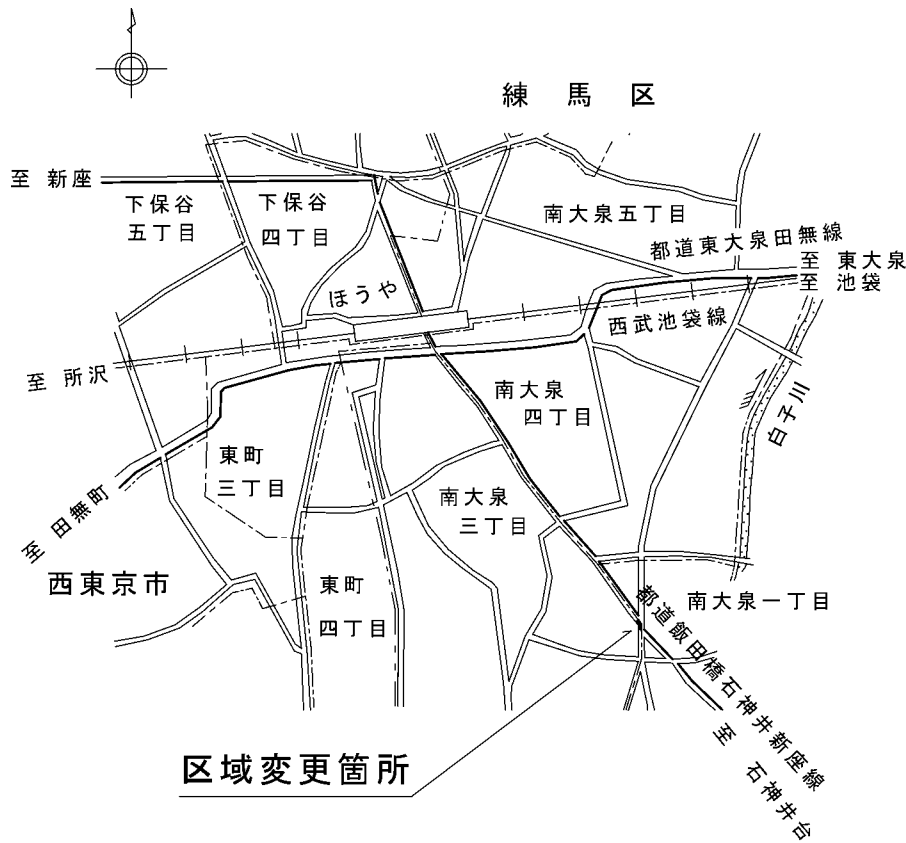
都道飯田橋石神井新座線区域変更略図

練馬区南大泉三丁目地内



延長 二三・六五メートル  
面積 四二・四一平方メートル

区域変更箇所



練馬区

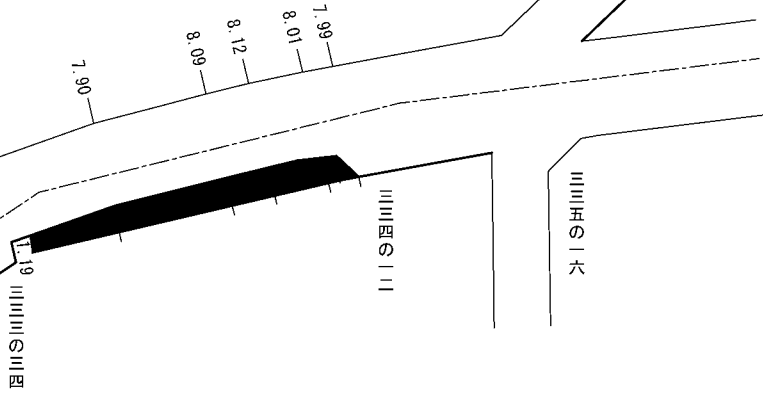
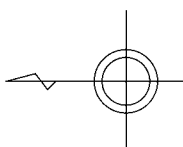
南大泉一丁目

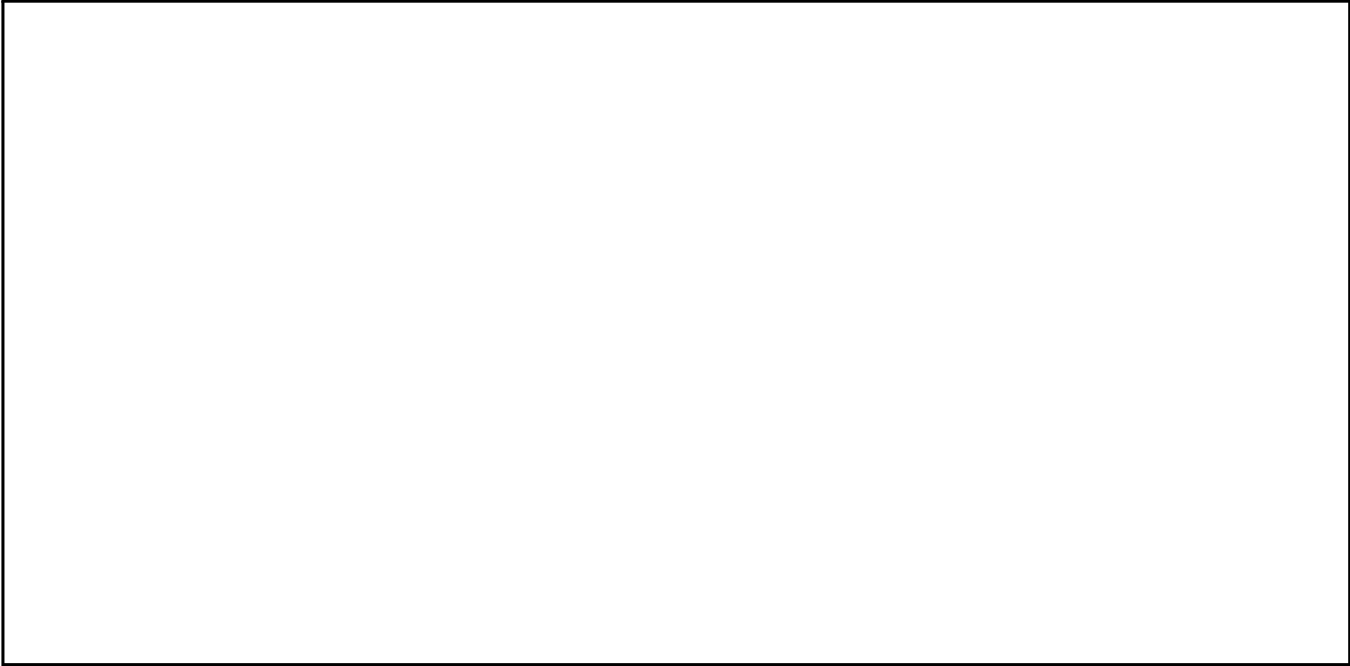
南大泉三丁目

都道飯田橋石神井新座線

至 南大泉四丁目

至 石神井台





発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

